

(証券コード：1979)
平成28年6月7日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

株式会社 大気社

代表取締役社長 上山 悟

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、平成28年6月28日（火曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

2頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 43階 ムーンライト
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第71期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 取締役の報酬額改定の件
第7号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）承認の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた
場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.taikisha.co.jp/>)
に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記 URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインいただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成28年6月28日(火曜日)午後5時45分です。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードはご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である みずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

以上

(ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

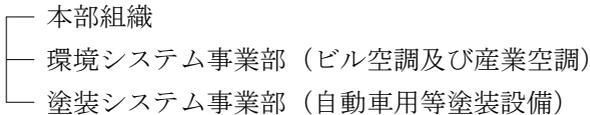
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当社の経営体制

当社は、事業主体である環境システム事業部と塗装システム事業部及び会社全体を統括する本部組織とで経営体制を構築し、国内外で事業展開しております。この概念図は次のとおりであります。



② 事業の全般的状況

当期における世界経済は、米国では自動車販売台数が過去最高を記録するなど、個人消費が好調に推移し、景気は概ね拡大基調となりました。欧州でも堅調な個人消費により持ち直しの動きが見られました。一方、新興国においては、中国の成長率の減速や資源価格の低下などにより、力強さを欠く状況が続きました。日本経済は、企業収益の改善などによる設備投資の増加や、雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の回復に支えられ、緩やかな回復基調をたどりました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、当期の受注工事高は米国や中国において塗装システム分野の大型プロジェクトを受注したことや、国内における産業空調分野での設備投資の拡大などにより増加し、2,217億64百万円（前期比18.4%増加）となり、うち海外の受注工事高は、1,204億28百万円（前期比29.0%増加）となりました。

完成工事高は、国内やタイなどで工事量が増加したことにより、2,124億24百万円（前期比15.7%増加）となり、うち海外の完成工事高は、1,178億81百万円（前期比16.3%増加）となりました。

利益面につきましては、完成工事高が前期比で287億76百万円増加したことや、採算性重視の受注活動とコストダウンに取り組んでまいりました結果、完成工事総利益率が前期より0.5ポイント改善したことにより、完成工事総利益は325億70百万円（前期比53億52百万円増加）、営業利益は127億34百万円（前期比40億65百万円増加）、経常利益は123億43百万円（前期比27億64百万円増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は70億84百万円（前期比10億円増加）となりました。

セグメントごとの業績（セグメント間の内部取引高を含む）は次のとおりであります。

[環境システム事業部]

受注工事高は、産業空調分野で増加しました。完成工事高は、ビル空調分野、産業空調分野いずれも工事量が前期を上回り増加しました。

この結果、受注工事高は、1,327億6百万円（前期比5.3%増加）となりました。このうちビル空調分野は、437億17百万円（前期比2.6%減少）、産業空調分野は、889億88百万円（前期比9.7%増加）となりました。完成工事高は、1,348億24百万円（前期比16.1%増加）となりました。このうちビル空調分野は、436億8百万円（前期比6.8%増加）、産業空調分野は、912億16百万円（前期比21.1%増加）となりました。セグメント利益（経常利益）につきましては89億50百万円（前期比29億59百万円増加）となりました。

[塗装システム事業部]

受注工事高は、中国や米国などで大型プロジェクトを受注したことなどにより増加しました。完成工事高は、国内や米国、インドなどにおける工事量が前期を上回り、増加しました。

この結果、受注工事高は、過去最高額の890億58百万円（前期比45.2%増加）となり、完成工事高は、777億35百万円（前期比15.0%増加）となりました。セグメント利益（経常利益）につきましては35億24百万円（前期比2億64百万円増加）となりました。

部門別受注工事高・完成工事高・次期繰越工事高

(単位：百万円)

	区 分	前期繰越 工 事 高	当期受注 工 事 高	計	当期完成 工 事 高	次期繰越 工 事 高
環境システム 事 業 部	ビル空調	49,481	43,717	93,198	43,608	49,590
	産業空調	43,907	88,988	132,895	91,214	41,681
	小 計 (うち海外)	93,388 (31,352)	132,706 (42,887)	226,094 (74,240)	134,822 (51,591)	91,271 (22,648)
塗装システム 事 業 部	塗装設備 (うち海外)	57,907 (50,926)	89,058 (77,541)	146,965 (128,467)	77,602 (66,290)	69,363 (62,177)
両事業部	合 計 (うち海外)	151,295 (82,279)	221,764 (120,428)	373,060 (202,707)	212,424 (117,881)	160,635 (84,826)

(注) 在外連結子会社の前期繰越工事高の換算については、当期の為替相場の変動による増減額を前期繰越工事高で修正しております。

なお、当社単独業績につきましては、受注工事高は、前期比11.3%増加の1,117億93百万円、完成工事高は、同15.0%増加の1,072億69百万円となりました。当期純利益は49億49百万円（前期比1億65百万円減少）となりました。

③ 設備投資等の状況

当期においては、記載すべき重要な事項はありません。

④ 資金調達の状況

当期においては、記載すべき重要な事項はありません。

(2) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(3) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 業績の推移

(単位：百万円)

区 分	年度(期)	平成24年度 (第68期)	平成25年度 (第69期)	平成26年度 (第70期)	平成27年度 (第71期) 当連結会計年度
受 注 工 事 高		195,920	189,026	187,311	221,764
完 成 工 事 高		216,051	185,421	183,648	212,424
経 常 利 益		10,728	9,292	9,579	12,343
親会社株主に帰属する当期純利益		6,200	4,155	6,084	7,084
1株当たり当期純利益(円)		170.99	116.08	172.64	204.35
総 資 産		163,014	166,680	188,283	189,566
純 資 産		78,537	84,712	99,669	95,921
1株当たり純資産(円)		2,087.16	2,282.56	2,690.76	2,633.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。なお、自己株式数には、E S O P (株式給付型プラン) の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式数を含んでおりません。
2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日) 等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② 部門別完成工事高の推移

(単位：百万円)

区 分		年度(期)	平成24年度 (第68期)	平成25年度 (第69期)	平成26年度 (第70期)	平成27年度 (第71期) 当連結会計年度
環境システム 事業部	ビル空調		46,573	36,455	40,827	43,608
	産業空調		90,641	78,989	75,307	91,214
	小 計		137,214	115,444	116,134	134,822
塗装システム 事業部	塗 装 設 備		78,837	69,976	67,513	77,602
両事業部	合 計 (うち海外)		216,051 (124,097)	185,421 (114,214)	183,648 (101,344)	212,424 (117,881)

(7) 対処すべき課題

① 経営基盤の強化

当社は、社会のニーズや市場環境の変化に柔軟・迅速に対応し、安定的かつ持続的な成長を図ることが重要であると考えております。そのため、(ア)コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実、(イ)グローバルなコンプライアンス体制の強化、(ウ)人材力の向上、(エ)事業基盤強化のための戦略的な投資を積極的に行うことで、経営基盤を強化する方針を掲げております。これらの項目を実現していくための具体的な実行計画を、各担当部門の年度方針に盛り込み、常に方針書に立ち戻りながら活動を継続しております。

なお、当社は、平成28年5月16日に、平成29年3月期から平成31年3月期の中期経営計画を公表いたしました。その概要は次のとおりであります。

(単位：億円)

	平成29年3月期目標	平成30年3月期目標	平成31年3月期目標
受 注 工 事 高	2,002	2,085	2,130
完 成 工 事 高	1,940	2,025	2,081
営 業 利 益	111	116	123
経 常 利 益	118	123	130
親会社株主に帰属する当期純利益	69	71	75

② 成長が期待される市場や分野への注力による事業展開

当社は、一般ビルの空調設備の設計・施工から生産設備のエンジニアリングまでを行う環境システム事業部と、自動車を中心とした塗装プラントをエンジニアリングする塗装システム事業部の2事業部制で事業を展開しております。

環境システム事業部は、国内はもとより海外市場においても事業を引き続き拡大させてまいります。特にエネルギー負荷を減らし低炭素社会の要求にあった設備設計、既存設備のリニューアルや生産効率をあげるエンジニアリング、

高効率の排気処理装置の販売、植物工場等の新規事業開拓など、環境ビジネスの充実を図ってまいります。また、原価管理を一層徹底し収益力を強化してまいります。

塗装システム事業部は、自動車の塗装・塗着効率の向上や塗装工場全体のエネルギー負荷を減らすといった総合エンジニアリング型ビジネスをさらに発展させ、インド、中国、米国及び欧州などで新設・改造される塗装プラントについて、日系自動車メーカーはもとより現地資本の自動車メーカーからの受注も増やして業績を伸ばしてまいります。また、航空機塗装等、自動車以外の塗装設備事業、新素材に対応する塗装技術、コンベヤシステム等の周辺領域へと事業を拡大してまいります。

③ 法令順守の経営

当社は、平成27年10月、公正取引委員会から、北陸新幹線の設備工事の入札に関する独占禁止法違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。このような事態に至りましたことを、株主の皆様をはじめ、お取引先、関係各位に深くお詫び申し上げます。

当社は、平成25年9月の公正取引委員会の立入検査以降、社外の有識者・専門家から構成される社外調査委員会を設置して原因を究明し、営業活動行動指針の策定、建設工事入札までの二重の事前審査実施を始めとする営業業務に対する牽制・監査機能の強化、役職員に対する定期的な研修の実施など、組織の末端までコンプライアンスを徹底させる体制及び方策の抜本的な見直しを行い、これらを継続して整備、実施しております。今後も再発の防止とコンプライアンス体制のより一層の強化を図ってまいります。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容	
サンエス工業株式会社	100百万円	87.75%	配管・板金・製缶工事及び機器製造販売	
日本ノイズコントロール株式会社	30百万円	100.00%	消音、防振装置の設計・製造・販売・据付	
東京大気社サービス株式会社	20百万円	100.00%	空調設備の設計・施工	
TKS Industrial Company	米ドル 10千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工	
Encore Automation LLC	*1,3	—	51.00%	自動車産業及び航空機産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
Taikisha Canada Inc.	*1	カナダドル 442千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工
Taikisha de Mexico, S.A. de C.V.	*1	メキシコペソ 400千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工
Taikisha Mexicana Service, S.A. de C.V.	*1	メキシコペソ 100千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工及び人材派遣サービス
Taikisha do Brasil Ltda.	*1	ブラジルリアル 8,107千	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工

会 社 名		資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Taikisha (Singapore) Pte. Ltd.		シンガポールドル 20百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha (Thailand) Co., Ltd.	*1	タイバーツ 40百万	85.65%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha Trading (Thailand) Co., Ltd.	*1	タイバーツ 5百万	98.60%	空調、塗装設備、他プラントの各種製品の輸出入
Thaiken Maintenance & Service Co., Ltd.	*1	タイバーツ 5百万	95.00%	保守・サービス及び小口工事等
Token Interior & Design Co., Ltd.	*1	タイバーツ 20百万	83.40%	内装品、内装材の製造・販売
TKA Co., Ltd.	*1	タイバーツ 5百万	96.00%	精密機械部品の製造・販売
Token Myanmar Co., Ltd.	*1, 4	米ドル 200千	90.00%	内装関連の設計・施工
Taikisha Engineering (M) Sdn. Bhd.		マレーシアリング 750千	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
P.T. Taikisha Indonesia Engineering		インドネシアルピア 982百万	99.98%	空調、塗装設備の設計・施工
P.T. Taikisha Manufacturing Indonesia		インドネシアルピア 87,531百万	99.25%	自動車部品塗装
Taikisha Philippines Inc.	*2	フィリピンペソ 22百万	40.00%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha Vietnam Engineering Inc.		ベトナムドン 3,895百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha (Cambodia) Co., Ltd.		米ドル 300千	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
Taikisha Myanmar Co., Ltd.	*1	米ドル 2百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工・メンテナンス
五洲大気社工程有限公司		中国元 51百万	70.00%	空調、塗装設備の設計・施工
北京五洲大気社設備有限公司	*1	中国元 800千	100.00%	塗装、空調、公害防止製品の製造・据付・調整・補修及び機械設備、電子製品の販売
天津大気社塗装系統有限公司	*1	中国元 73百万	90.00%	塗装システムの研究及び開発・製造・販売・メンテナンス
大気社香港有限公司		香港ドル 2百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
華気社(股)公司		新台幣ドル 230百万	100.00%	空調、塗装設備の設計・施工
株式会社韓国大気社	*1	韓国ウォン 700百万	65.00%	塗装、空調設備の設計・施工
Taikisha Engineering India Private Ltd.		インドルピー 6百万	55.00%	塗装、空調設備の設計・施工
Geico S.p.A.		ユーロ 3百万	51.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
Geico Taikisha Europe Ltd.	*1	ユーロ 4百万	100.00%	塗装、空調設備の設計・施工
J-CO Mexico, S. de R.L. de C.V.	*1	メキシコペソ 272千	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
Geico Brasil Ltda.	*1	ブラジルレアル 5,500千	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Geico Paint Shop India Private Limited *1	インドルピー 3百万	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
Geico Painting System (Suzhou) Co., Ltd. *1	中国元 25百万	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工
"Geico Russia" LLC *1	ロシアルーブル 6百万	100.00%	自動車産業向け塗装システム及びプラントの設計・施工

- (注) 1. *1の会社は、子会社による出資を含む比率であります。
2. *2の会社の持分は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため連結子会社としております。
3. *3の会社は、米国法上のLimited Liability Companyであるため、資本金の概念と正確に一致するものがないことから、資本金を記載しておりません。
4. *4の会社は、当期において新規に設立したため、連結子会社としております。
5. 当期において、“Taikisha (R)” LLCは清算終了したため、連結子会社から除外しております。

(9) 主要な事業内容

当社グループの主な事業は、国内外の空調設備及び塗装設備の設計・監理・施工並びにこれらに関連する資機材の製造・販売であります。

各事業部門の市場・顧客分野は次のとおりであります。

環境システム事業部	・事務所 ホテル 店舗 学校 研究所 劇場 ホール 住宅 病院及びコンピュータセンター等の一般空調設備 ・半導体 電子部品 精密機械 医薬品 食品等の製造工場におけるクリーンルーム等の産業空調設備
塗装システム事業部	・自動車車体・バンパー等、自動車産業向けのほかに建設車両 鉄道車両 航空機等の各製造工場における塗装設備

(10) 主要な拠点等

① 当社

本社	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
支店	札幌、東北（仙台市）、関東（さいたま市）、東京支社（東京都中野区）、中部（名古屋市）、大阪支社、中国（広島市）、九州（福岡市）、国際（東京都新宿区）、東日本事業所（東京都新宿区）、西日本事業所（名古屋市）、オートメーション事業所（神奈川県座間市）
営業所	茨城（つくば市）、北陸（金沢市）、長野、京都、神戸、四国（高松市）、鹿児島、沖縄（那覇市）
研究所	座間技術センター（神奈川県座間市）、技術開発センター（神奈川県愛甲郡愛川町）、塗装システム事業部開発部門（大阪府枚方市）

② 子会社

国内	サンエス工業株式会社 日本ノイズコントロール株式会社 東京大気社サービス株式会社	大阪府枚方市 東京都中野区 東京都中野区
海外	TKS Industrial Company Encore Automation LLC Taikisha Canada Inc.	米国 米国 カナダ

Taikisha de Mexico, S.A. de C.V.	メキシコ
Taikisha Mexicana Service, S.A. de C.V.	メキシコ
Taikisha do Brasil Ltda.	ブラジル
Taikisha (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
Taikisha (Thailand) Co., Ltd.	タイ
Taikisha Trading (Thailand) Co., Ltd.	タイ
Thaiken Maintenance & Service Co., Ltd.	タイ
Token Interior & Design Co., Ltd.	タイ
TKA Co., Ltd.	タイ
Token Myanmar Co., Ltd.	ミャンマー
Taikisha Engineering (M) Sdn. Bhd.	マレーシア
P.T. Taikisha Indonesia Engineering	インドネシア
P.T. Taikisha Manufacturing Indonesia	インドネシア
Taikisha Philippines Inc.	フィリピン
Taikisha Vietnam Engineering Inc.	ベトナム
Taikisha (Cambodia) Co., Ltd.	カンボジア
Taikisha Myanmar Co., Ltd.	ミャンマー
五洲大気社工程有限公司	中国
北京五洲大気社設備有限公司	中国
天津大気社塗装系統有限公司	中国
大気社香港有限公司	中国
華気社(股)公司	台湾
株式会社韓国大気社	韓国
Taikisha Engineering India Private Ltd.	インド
Geico S.p.A.	イタリア
Geico Taikisha Europe Ltd.	英国
J-CO Mexico, S. de R.L. de C.V.	メキシコ
Geico Brasil Ltda.	ブラジル
Geico Paint Shop India Private Limited	インド
Geico Painting System (Suzhou) Co., Ltd.	中国
"Geico Russia" LLC	ロシア

(11) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類	従業員数	前期末比増減
設備工事業	4,892名	+97名

② 当社の従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,484名	+9名	43.7歳	18.6年

(12) 主要な借入先

借入先	借入金残高
Intesa Sanpaolo	2,063百万円
株式会社みずほ銀行	1,131百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	733百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 34,562,948株 (自己株式2,219,061株を除く。)
 (3) 株主数 3,404名 (前期比252名増)
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	2,818	8.2
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	2,669	7.7
株式会社 建材社	1,730	5.0
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口9)	1,500	4.3
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	1,272	3.7
大気社協力会社持株会	1,003	2.9
株式会社 第二建材社	1,000	2.9
ピーエヌワイエムエル トリートメントアカウント	930	2.7
大気社社員持株会	873	2.5
日本生命保険相互会社	866	2.5

- (注) 1. 当社は、自己株式2,219,061株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、E S O P (株式給付型プラン) の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する当社株式167,600株を含んでおりません。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- ア. 取得対象株式の種類 当社普通株式
 イ. 取得した株式の総数 680,000株
 ウ. 取得価額 2,206,600,000円
 エ. 取得日 平成27年5月18日
 オ. 取得理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

② E S O P (株式給付型プラン)

当社は、当社従業員に対して当社株式を給付することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「E S O P (株式給付型プラン)」(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。当該株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	上 西 栄太郎	会長執行役員
代 表 取 締 役	上 山 悟	社長執行役員
取 締 役	橋 本 記代司	副社長執行役員経営企画本部長
取 締 役	芝 利 昭	副社長執行役員環境システム事業部長
取 締 役	加 藤 考 二	常務執行役員管理本部長兼CSR担当
取 締 役	小 川 哲 也	常務執行役員塗装システム事業部長
○取 締 役	向 井 浩	常務執行役員環境システム事業部副事業部長
○取 締 役	浜 中 幸 憲	上席執行役員塗装システム事業部副事業部長 兼営業技術統括部長
取 締 役	村 上 修 一	
常 勤 監 査 役	佐 野 充	
常 勤 監 査 役	齊 藤 正 明	
監 査 役	野 呂 順 一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
○監 査 役	彦 坂 浩 一	弁護士、株式会社アドウェイズ監査役

- (注) 1. ○印の取締役及び監査役は、平成27年6月26日開催の第70回定時株主総会において、それぞれ新たに取締役及び監査役に選任され就任いたしました。
2. 平成27年6月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、中島義勝氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
3. 取締役村上修一氏は、社外取締役であります。
4. 監査役野呂順一、彦坂浩一の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役佐野充氏は、長年にわたり当社の経理業務に従事した経理部長経験者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役村上修一及び監査役野呂順一、彦坂浩一の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 平成28年4月1日付で、以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏 名	異動後	異動前
上 西 栄太郎	取締役会長	代表取締役会長執行役員

氏名	異動後	異動前
芝利昭	代表取締役副社長執行役員	取締役副社長執行役員環境システム事業部長
加藤考二	取締役専務執行役員管理本部長兼CSR担当	取締役常務執行役員管理本部長兼CSR担当
小川哲也	取締役専務執行役員塗装システム事業部長	取締役常務執行役員塗装システム事業部長
向井浩	取締役常務執行役員環境システム事業部長	取締役常務執行役員環境システム事業部副事業部長
浜中幸憲	取締役常務執行役員塗装システム事業部副事業部長	取締役上席執行役員塗装システム事業部副事業部長兼営業技術統括部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	9名	406百万円	うち社外 1名 8百万円
監査役	5名	59百万円	うち社外 3名 15百万円
計	14名	465百万円	

- (注) 1. 上記には、平成27年6月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞与の支給見込額119百万円を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月28日開催の第67回定時株主総会において、年額480百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第59回定時株主総会において、年額85百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査役野呂順一氏は、株式会社ニッセイ基礎研究所の代表取締役社長を兼職しております。なお、同社と当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	村上修一	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、大手損害保険会社において培われた知識と経験に基づき適宜発言を行っております。

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監 査 役	野呂 順一	当事業年度に開催された取締役会16回中14回、監査役会9回全てに出席し、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。
監 査 役	彦坂 浩一	就任後に開催された取締役会14回全て、監査役会7回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。

イ. 不当・不正な業務の執行の予防のために行った行為及び発生後の対応

当社は、平成27年10月、公正取引委員会から、北陸新幹線の設備工事の入札に関する独占禁止法違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

本件の判明時に在任中の社外取締役村上修一、社外監査役野呂順一の両氏は、本件の判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。従来、取締役会等において法令順守の推進の観点から提言を行い、注意喚起をしておりました。本件の判明後は、法令順守の一層の徹底を求め、再発防止策やその実効性の確保等について提言を行うとともに、再発防止策の実施状況を確認・検証しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

監査法人A&Aパートナーズ	報酬等の額	83 百万円
	当社及び当社の子会社が支払うべき 金銭その他財産上の利益の合計額	83 百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の在外連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（又は監査法人）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、経営事項審査に用いる財務数値の調査業務であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合又は公序良俗に反する行為があったと判断した場合等、必要があると判断した場合には、監査役会規則に則り、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不

再任に関する決議の内容を決定し、取締役会はそれを株主総会へ提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則に定める内部統制システムの基本方針を次のとおり定めております。

目的

本決議は、現在最大の経営リスクは法令違反であることを認識し、法令順守の周知・徹底と実行を図るため、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用に関する大綱を定めるものである。本決議に基づく内部統制システムは、その整備・運用を徹底し、不断の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を確保することを目的とする。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 社は、企業理念に基づき、取締役会にて制定した経営ビジョン「法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で、顧客・取引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。」及び「大気社行動規範」を、取締役及び使用人の職務の執行における指針と位置付け、その浸透を図る。

イ. 代表取締役を委員長とし、取締役、コンプライアンス部長及び内部監査室長により構成される全社コンプライアンス委員会を原則として月1回開催するものとし、経営上の観点から、当社の事業全般についてのコンプライアンス上の課題の検討及び対応並びに法令及び定款等順守の状況の検証を行う。また、全社コンプライアンス委員会には、経営監視機能の有効性確保の観点から監査役が独立的な立場で出席する。

ウ. 反社会的勢力に対しては、当社の業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を拒否し、取締役及び使用人が関係を持つことを禁止する旨を「大気社行動規範」に定め徹底して排除する。また、継続的なコンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を通じて、取締役及び使用人に対する周知・徹底を図り、未然防止に努めるとともに、社外より定期的に情報収集を行い、万一不当要求を受けた場合は、外部専門家との連携の下、組織的に対応する。

エ. 代表取締役直属のコンプライアンス部は、「経営ビジョン」及び「大気社行動規範」の周知・徹底を図るため、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を継続的に実施するとともに、各事業部のコンプライアンス関係部門等と連携し法令違反の未然防止に努め、活動状況を全社コンプライアンス委員会に報告する。

オ. 取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を整備し、コンプライアンス部を通報先とする内部通報窓口及び独立した社外の弁護士を通報先とする外部通報窓口を設置する。コンプライアンス部は、内部通報制度を有効に活用できるよう、社内外に周知・徹底させるとともに、内部通報規程に基づき、通報者が通報を理由として不利益な取扱いを受けないよう監視、監督する。

カ. コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、就業規則に則り、厳格に対処する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、情報セキュリティ規程、文書管理規程をはじめとする社内規程等に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、社内規程等の見直し等を行う。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. リスクマネジメント規程に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、当社及び当社グループのリスクを一元的に把握し効果的かつ効率的なリスク管理を実施する。同委員会は、全社的なリスクマネジメントの基本方針、責任体制及び運営等を定め、周知・徹底を図る。
- イ. 品質管理、安全管理、コンプライアンス等の各部門の所管業務に付随するリスクについては、各所管部門がリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応策を立案し、リスクマネジメント委員会へ報告する。また、各所管部門は、社内規程等を整備し、それらの周知・徹底を図る。
- ウ. 発生抑止が効かず顕在化したリスク（以下、危機という。）に対処措置を講ずべき事態に至った場合を想定し、その対応と危機の日常管理を目的として危機管理委員会を設置する。危機発生時においては危機管理の基本方針に則り、危機管理委員会の下、危機対策チームの編成又は危機対策本部を設置し対応する。また、危機発生の想定の下、その復旧計画にあたる事業継続計画を整備する。
- エ. 代表取締役直属の内部監査室は、内部監査規程に基づき監査を担当する。内部監査室長には執行役員以上の役職者を起用するとともに、必要な人員の配置を行い、内部監査の実効性を確保する。また、内部監査室は、必要に応じて、監査の実施方法・実施項目の検証を行い、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 執行役員制の導入により、企業経営と業務執行機能の責任と権限を明確化するとともに、取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図り、経営の改革を一層推進する。
- イ. 取締役会規則、稟議規程等其他関連する社内規程に基づき、取締役会への付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを順守する。その際には事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとり、取締役会は、当該資料に基づいた十分な審議により決議する。
- ウ. 企業理念を基軸に、方針検討会を経て、各本部及び各事業部において適正な年度計画及び年度目標の設定を行い、目標達成のために活動する。
- エ. 常務執行役員以上の取締役を主なメンバーとして構成する経営会議を設置し、稟議規程により定められた当社及び当社グループ全体の経営課題及び事案について、十分な審議を行い、迅速な決定を行う。また、経営会議は、業績報告を通じて年度目標の進捗状況について、月次で検証を行う。
- ⑤ 当社及びその子会社（関連会社を含む。以下、同じ。）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社の子会社の取締役及び業務を執行する使用人は、職務の執行に係る事項を、関係会社管理規程に基づき当社の所管部門へ報告し、当該所管部門が

同規程に基づき子会社を管理することにより、当社グループ全体の経営効率の向上を図るものとする。

イ. 内部監査規程その他関連する社内規程に基づき、子会社のリスク情報の有無を監査するため、内部監査室を中心とした定期的な監査を実施する。監査の結果、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに、取締役、監査役、その他担当部署に報告する。

ウ. 金融商品取引法に基づき、当社グループ全体の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制については、代表取締役社長の指示の下、金融庁公表の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠した内部統制基本規程を制定し、財務報告に係る内部統制を整備する。また、同規程に基づき、当社グループ全体の内部統制の整備・運用状況の評価を行う。

エ. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査規程その他関連する社内規程に基づき、内部監査室を中心とした定期的な監査及びコンプライアンス部による定期的な調査を実施する。また、コンプライアンス部は、当社の内部通報制度を有効活用できるよう周知する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の下に監査役室を設置し、監査役の職務を補助する使用人を配置する。当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査役の同意を必要とするものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

ア. 取締役及び使用人は、以下の事項について監査役に報告する義務を負うほか、監査役会規則、監査役監査規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。

- ・経営会議の決議事項、報告事項
- ・全社コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、危機管理委員会の討議事項
- ・当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・取締役及び使用人の法令・定款違反行為又はこれらの行為を行うおそれのある事実
- ・内部監査室による内部監査の結果
- ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付

イ. 関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役及び使用人より報告を受けた当社の所管部門責任者は、監査役が出席する会議体において又は必要に応じ適宜、監査役へ報告する。

- ⑧ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会の要請に基づき、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。また、コンプライアンス部は、

当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを監視、監督する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、監査役会規則の定めに基づき、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を求めることができる。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 代表取締役、管理本部長及び内部監査室長は、監査役監査の環境整備等について、監査役との十分な協議、検討の機会を設け、監査役監査の実効性確保に努める。
イ. 監査役は、監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行うことができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

全社コンプライアンス委員会を12回開催し、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題について検討・協議するとともに、法令等順守の状況について検証しました。

コンプライアンス意識の浸透を図るため、社内イントラネットでの情報発信、啓発ポスターの掲示、マニュアルの読み合わせ、役職員の研修等を実施しました。コンプライアンス部は、内部通報制度について、社内イントラネット、ポスター等により社内外に周知するとともに、同制度の利用状況について全社コンプライアンス委員会で報告を行いました。

② リスク管理に関する取組み

リスクマネジメント委員会を2回開催し、全社的なリスクマネジメントの基本方針について検討・協議を行いました。各部門の所管業務に付随するリスクについては、基本方針に則り、各所管部門がリスクを把握して対応策を立案・実施し、その状況についてリスクマネジメント委員会で報告を行いました。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取組み

取締役会を16回（定例12回、臨時4回）開催し、当社グループの経営方針や経営上の重要事項について意思決定するとともに、業務執行に関する報告を通じ、取締役の職務執行の状況についてモニタリングを行いました。

経営会議を12回開催し、取締役会から委任された重要な業務執行及び取締役会付議事項について審議し、意思決定を行いました。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

関係会社管理規程に定められた重要事項について子会社から報告を受けたほか、子会社の同規程の順守状況について定期的に確認し、必要に応じて指導を行いました。

⑤ 監査役への報告及び監査役監査の実効性の確保に関する取組み

監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況を把握したほか、関係各部署から情報収集を行い、必要な報告を受けました。

内部監査室は、内部監査の結果について取締役会において適宜報告を行ったほか、監査役に対し、監査計画、内部監査の実施状況、監査結果等について報告を行いました。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の売買は市場に委ねられるべきものと考えており、当社株券等の大量買付行為を行う大量買付者による当社株券等の買付けの要請に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大量買付行為を行う大量買付者の中には、その目的等に鑑みて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう恐れがある場合や株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要する場合等、不適切な大量買付行為が実施される場合も存在すると考えております。

このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する不適切な大量買付行為が実施される場合には、株主の皆様が大量買付者による買付け要請に応じるか否かについて判断を行うだけの必要十分な情報及び時間を確保することや当社が大量買付者との交渉の機会を確保することが必要であると考えております。

さらに、継続性を維持した企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的を達成するためには、当社グループ内の各事業会社の位置付けや役割を十分に理解しつつ、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

このように、当社といたしましては、大量買付者による当社株券等の大量買付行為が行われた場合に、株主の皆様が、当社及び当社グループの特性を踏まえた上で、当該大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な情報及び時間を確保すること、また、当社が、大量買付者との交渉の機会を確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにとって不可欠であると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業理念を「永続的に成長し、社会に貢献する会社づくり」、「魅力ある会社づくり」の二点に定めております。この企業理念を実現するために、当社は、付加価値増大を通じたステークホルダーの繁栄、技術を通じた豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己実現、相互信頼・協調・合理性のある組織風土の醸成等を目指しております。このような当社が目指すところを経営ビジョンとして換言したものが「法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で、顧客・取引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。」であります。

以上の企業理念・経営ビジョンに基づき、平成29年3月期から平成31年3月期までの3ヶ年を計画期間とした中期経営計画の下、環境システム事業及び塗装システム事業を中心とした当社事業の持続的な発展を目指すとともに、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることに努めてまいります。

また、当社は、企業価値を毀損する最大の経営リスクは法令違反であることを強く認識し、法令順守の実行を通じ、企業価値を高め、広く社会から評価されるべくコーポレート・ガバナンスを一層充実させることを、経営の最重要課題とし

ております。取締役会、監査役会、経営会議、全社コンプライアンス委員会、内部監査室等の活動を通じて、また、内部統制システムの整備を通じて、建設業法や金融商品取引法をはじめとした関連諸法令の順守に努めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年1月31日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に対する対応策（買収防衛策）（以下「当初プラン」といいます。）の導入を決議し、平成20年6月27日開催の当社第63回定時株主総会、平成22年6月29日開催の当社第65回定時株主総会及び平成25年6月27日開催の当社第68回定時株主総会において、その内容の一部変更及び継続について株主の皆様にご承認をいただき、現在に至っておりますが（当初プランの導入後、変更及びその継続がなされ、現在において有効な内容のプランを、以下「現プラン」といいます。）、現プランの有効期間は平成28年6月29日開催予定の当社第71回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、経済情勢の変化等を勘案しつつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させる観点から、現プラン継続の是非も含めてそのあり方について検討してまいりました。

かかる検討の結果として、平成28年5月16日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件に、現プランを一部変更した上で継続することを決議いたしました（以下、かかる変更及び継続決議後の現プランを「本プラン」といいます。）。本プランの継続につきまして株主の皆様にご承認いただけなかった場合には、現プランは、その有効期間の満了をもって廃止されるものとします。

なお、本プランの詳細及び本プランの現プランからの主な変更点につきましては、本定時株主総会に係る株主総会参考書類の第7号議案に記載されているとおりですので、そちらをご参照ください。

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、株主の皆様様に当該大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提示等を行うとともに、原則として、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任される委員で構成される独立委員会の勧告に従って、大量買付行為に対する対抗措置を発動するための手続（以下「大量買付ルール」といいます。）を定めております。

大量買付者が、大量買付ルールを順守しなかった場合、又は大量買付ルールを順守している場合であっても、当該大量買付行為が、合理的かつ詳細に定められた客観的要件に該当するような、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合には、原則として、独立委員会の勧告に従っ

て、対抗措置の発動を決定し、これを行うものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとします。

(4) 前記取組みが、基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないことについて

① (2)の取組みについて

上記(2)「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではありません。

② (3)の取組みについて

当社は、上記(3)「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載した取組みは、以下の各理由により、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと考えております。

ア. 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足しております。

イ. 企業価値研究会が公表した買収防衛策の在り方の趣旨を踏まえていること

本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

ウ. 株主の皆様の意思の重視と情報開示

当社は、本プランの継続の是非について、本定時株主総会において、株主の皆様の意思を確認させていただくこととしており、本プランの継続についてご承認が得られなかった場合には、現プランの有効期間満了をもって終了するものとし、本プランの存続について株主の皆様の意思が反映されるものとなっております。

また、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの継続及び廃止は、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、対抗措置の発動の是非について、株主の皆様のご意思を確認する機会を設けるために、株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を開催することができるものとし、対抗措置の発動について、株主の皆

様の意思を尊重して行うことを明らかにしております。

そして、株主の皆様、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断等の意思形成を適切に行っていたために、当社取締役会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

エ. 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

当社は、現プランの導入及び本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は、原則として、独立委員会の勧告に従って決議を行うこととされており、当社取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されております。

さらに、本プランは、大量買付者が、本プランにおいて定められた形式的な大量買付ルールを順守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、また、一定の場合には、株主意思確認株主総会を開催することができ、株主の皆様のご過半数の賛成を得られた場合にのみ、対抗措置が発動されることとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

オ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。また、比率等は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	148,690	流動負債	83,493
現金預金	44,001	支払手形・工事未払金等	49,214
受取手形・完成工事未収入金等	92,718	短期借入金	5,261
有価証券	13	未払法人税等	2,045
未成工事支出金	1,907	繰延税金負債	53
材料貯蔵品	283	未成工事受入金	15,905
繰延税金資産	1,993	完成工事補償引当金	1,346
その他	8,205	工事損失引当金	190
貸倒引当金	△433	役員賞与引当金	129
固定資産	40,876	厚生年金基金解散損失引当金	247
有形固定資産	7,750	その他	9,100
建物・構築物	7,361	固定負債	10,152
機械、運搬具及び工具器具備品	7,893	長期借入金	1,383
土地	2,075	繰延税金負債	5,871
その他	482	役員退職慰勞引当金	106
減価償却累計額	△10,063	退職給付に係る負債	1,646
無形固定資産	4,536	その他	1,143
のれん	3,024	負債合計	93,645
その他	1,512	(純資産の部)	
投資その他の資産	28,589	株主資本	82,615
投資有価証券	22,469	資本金	6,455
繰延税金資産	508	資本剰余金	7,344
退職給付に係る資産	3,203	利益剰余金	73,943
その他	2,440	自己株式	△5,127
貸倒引当金	△32	その他の包括利益累計額	8,409
		その他有価証券評価差額金	7,908
		繰延ヘッジ損益	7
		為替換算調整勘定	1,528
		退職給付に係る調整累計額	△1,036
		非支配株主持分	4,896
資産合計	189,566	純資産合計	95,921
		負債純資産合計	189,566

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完成工事高		212,424
完成工事原価		179,854
完成工事総利益		32,570
販売費及び一般管理費		19,836
営業利益		12,734
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,095	
その他	510	1,605
営業外費用		
支払利息	189	
為替差損	1,656	
その他	150	1,996
経常利益		12,343
特別利益		
固定資産処分益	11	
投資有価証券売却益	60	
関係会社清算益	27	
独占禁止法関連損失引当金戻入額	87	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	4	
保険解約返戻金	0	191
特別損失		
固定資産処分損	17	
減損損失	0	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	0	18
税金等調整前当期純利益		12,516
法人税、住民税及び事業税	4,149	
法人税等調整額	127	4,276
当期純利益		8,239
非支配株主に帰属する当期純利益		1,154
親会社株主に帰属する当期純利益		7,084

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

連結包括利益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当期純利益	8,239
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△2,668
繰延ヘッジ損益	13
為替換算調整勘定	△2,646
退職給付に係る調整額	△1,834
持分法適用会社に対する持分相当額	△39
その他の包括利益合計	△7,175
包括利益	1,063
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	393
非支配株主に係る包括利益	670

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。
2. 当計算書に係る部分については、会計監査人の監査対象外となっております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	6,455	7,344	68,851	△2,919	79,731
当期変動額					
剰余金の配当			△1,991		△1,991
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,084		7,084
自己株式の取得				△2,208	△2,208
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	5,092	△2,208	2,883
当期末残高	6,455	7,344	73,943	△5,127	82,615

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	10,577	△5	3,742	786	15,100	4,837	99,669
当期変動額							
剰余金の配当							△1,991
親会社株主に帰属する 当期純利益							7,084
自己株式の取得							△2,208
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,668	13	△2,213	△1,822	△6,691	58	△6,632
当期変動額合計	△2,668	13	△2,213	△1,822	△6,691	58	△3,748
当期末残高	7,908	7	1,528	△1,036	8,409	4,896	95,921

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

37社

主要な連結子会社の名称

サンエス工業(株)

TKS Industrial Company

Taikisha (Thailand) Co., Ltd.

五洲大気社工程有限公司

当連結会計年度より、新たに設立したToken Myanmar Co., Ltd.を連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、“Taikisha (R)” LLCが清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した関連会社の数

2社

会社の名称

上海東波大気輸送系統設備有限公司

天津東樁大気塗装輸送系統設備有限公司

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

会社の名称

Makiansia Engineering (M) Sdn. Bhd.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

た な 卸 資 産

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産

(リース資産を除く)

主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法を採用し、一部の在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無 形 固 定 資 産

(リース資産を除く)

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金 完成工事未収入金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 完成工事補償引当金 完成工事の補修による損失に備えるため、過去の実績率に基づいて計上しております。
- 工事損失引当金 受注工事の損失に備えるため、手持工事のうち損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、当該見積額を計上しております。
- 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う金額を計上しております。
- 独占禁止法関連損失引当金 独占禁止法に関連した課徴金又は契約違約金等の支払に備えるため、案件ごとの事実と状況に照らして関連損失の発生可能性を勘案し、損失見込額を計上しております。
- 厚生年金基金解散損失引当金 厚生年金基金の解散に伴い発生する損失に備えるため、当該負担見込額を計上しております。
- (追加情報)
当社及び国内連結子会社が加入する「西日本冷凍空調厚生年金基金」(総合型)は、平成25年9月18日開催の代議員会において特例解散の方針を決議いたしました。当連結会計年度において、連結損益計算書の特別利益に厚生年金基金解散損失引当金戻入額4百万円、連結貸借対照表の流動負債に厚生年金基金解散損失引当金247百万円を計上しております。
- 役員退職慰労引当金 国内連結子会社は、役員に対する退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく必要額の100%を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- 完成工事高及び完成
工事原価の計上基準
- ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ②その他の工事
工事完成基準
- 重要なヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
金利スワップ及び金利キャップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 先物為替予約、直物為替先渡取引(NDF)、金利スワップ、金利キャップ
ヘッジ対象 外貨建債権・債務及び外貨建予定取引、借入金の金利取引
- ③ヘッジ方針
為替予約は成約時に為替変動リスクを回避するために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。
金利スワップ及び金利キャップは借入金の金利変動リスクを回避するために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引について同一通貨の為替予約を付しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されていることから、有効性の評価を省略しております。

金利スワップ及び金利キャップについては、特例処理の適用の判断をもって有効性の判定に代えております。

退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

20年間にわたる均等償却で行っております。

のれんの償却方法及び償却期間消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社は、消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

(1) 関係会社における営業保証金として、下記の資産を担保に供しております。

現金預金 36百万円

(2) 下記の資産は、出資先の借入金担保に供しております。

投資有価証券 2百万円

(3) 下記の資産は、関係会社における借入金担保に供しております。

担保に供している資産	期末帳簿残高	左記に対応する債務額
現金預金	307百万円	231百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	28百万円	15百万円

2. 保証債務

従業員及び関連会社の金融機関借入金等について保証を行っております。

従業員 4百万円

天津東椿大気塗装輸送系統設備有限公司 342百万円

3. 受取手形裏書譲渡高

35百万円

(連結損益計算書に関する注記)

完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額は、86百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 36,782,009株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,127	32.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月10日 取締役会	普通株式	864	25.00	平成27年9月30日	平成27年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,451	42.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客の信用リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時に把握する体制としております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等はそのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、機材、材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての完成工事未収入金残高の範囲内にあります。

未払法人税等は、当連結会計年度における当社グループ各社の課税所得に係るものであり、すべて1年以内の支払期日であります。

借入金は短期長期ともに営業取引に係る資金調達であります。短期借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金は原則、固定金利にて調達し、金利変動リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するための先物為替予約取引、直物為替先渡取引、及び借入金の金利変動リスクを軽減するための金利スワップ取引であります。デリバティブ取引のうち、先物為替予約取引及び直物為替先渡取引の執行・管理については、管理本部長の定めた外国為替管理に関する通達に則して執行されております。当該通達では、取引の管理方針、リスク管理の主管部署、利用目的、利用範囲及び報告体制に関する規定が明記されております。金利スワップ取引については、特例処理の適用要件を満たす取引に限定することとしております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預金	44,001	44,001	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金(*1)	92,718 △314		
	92,403	92,401	△2
(3) 有価証券及び投資有価証券(*2)	21,100	21,100	—
資産計	157,505	157,502	△2
(4) 支払手形・工事未払金等	49,214	49,207	△6
(5) 短期借入金	5,261	5,261	—
(6) 未払法人税等	2,045	2,045	—
(7) 長期借入金	1,383	1,306	△77
負債計	57,903	57,819	△84
(8) デリバティブ取引	68	68	—

(*1) 受取手形・完成工事未収入金等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 有価証券及び投資有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものは上記に含んでおりません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は満期までの期間及び国債の利回り等で割り引いた現在価値によっております。

なお、有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券として保有しております。

①これらに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの（平成28年3月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株 式	20,039	8,540	11,498
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株 式	1,061	1,301	△240
合計	21,100	9,841	11,258

②その他有価証券の当連結会計年度の売却額は203百万円であり、売却益の合計額は60百万円、売却損の合計額は0百万円であります。

③上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、株式の減損処理にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については、1年以内に時価が簿価まで回復するという合理的な反証がない限り減損処理を実施し、30%以上50%未満下落した銘柄については、過去1年間の市場価格の推移及び回復可能性を考慮し、必要と認められた金額について減損処理を実施しております。

負 債

(4) 支払手形・工事未払金等、並びに(5) 短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに支払い又は返済までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

(6) 未払法人税等

これは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	日本円	137	—	0	0
	米ドル	176	—	0	0
	売建				
	日本円	26	—	△0	△0
	米ドル	425	—	△4	△4
	中国元	803	—	59	59
	合計	—	—	55	55

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建				
	日本円	工事未払金 (予定取引)	533	9	10
	米ドル	工事未払金 (予定取引)	308	—	△24
	タイバーツ	工事未払金 (予定取引)	50	—	△1
	ユーロ	工事未払金 (予定取引)	37	—	1
	中国元	工事未払金 (予定取引)	2	—	△0
	韓国ウォン	工事未払金 (予定取引)	626	—	△51
	売建				
	米ドル	完成工事未収入金 (予定取引)	1,076	313	78
	中国元	完成工事未収入金 (予定取引)	572	—	0
	合計		—	—	12

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	39	—	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1,360
投資信託	8
非上場外国債券	13

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もるのには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産 (3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	44,001	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	88,000	4,006	711	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの (非上場外国債券)	13	—	—	—
合計	132,015	4,006	711	—

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,633円60銭
- 1株当たり当期純利益 204円35銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記)

当社は、創立100周年を機に、当社従業員に対して自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「E S O P (株式給付型プラン)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が定めた株式給付規程に基づき、従業員に毎期一定のポイントを付与し、所定の期間経過後に累積したポイントに相当する当社株式を給付する仕組みであります。従業員へ給付する株式は、当社があらかじめ信託設定した金銭により、信託銀行が第三者割当により当社から取得し、信託財産として分別管理することになっております。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 当連結会計年度の信託における帳簿価額は311百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しておりません。

② 当連結会計年度の期末株式数は167千株であり、期中平均株式数は168千株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式を含めておりません。

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、主として前連結会計年度の32.30%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.86%、平成30年4月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、当連結会計年度に計上された繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が163百万円、退職給付に係る調整累計額が19百万円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が183百万円、法人税等調整額が0百万円それぞれ増加しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	78,968	流動負債	42,046
現金預金	8,825	支払手形	6,279
受取手形	1,591	電子記録債務	13,316
完成工事未収入金	63,695	工事未払金	11,027
未成工事支出金	394	短期借入金	2,242
材料貯蔵品	128	リース債務	9
繰延税金資産	1,576	未払金	4,578
その他	2,757	未払法人税等	1,524
固定資産	41,584	未成工事受入金	912
有形固定資産	2,831	預り金	163
建物	1,167	完成工事補償引当金	401
構築物	15	工事損失引当金	60
機械及び装置	41	役員賞与引当金	119
車両運搬具	0	厚生年金基金解散損失引当金	224
工具器具・備品	156	その他	1,186
土地	1,437	固定負債	5,404
リース資産	12	長期借入金	100
無形固定資産	1,157	リース債務	2
ソフトウェア	1,148	繰延税金負債	4,302
その他	9	退職給付引当金	97
投資その他の資産	37,594	その他	900
投資有価証券	21,730	負債合計	47,450
関係会社株式	9,769	(純資産の部)	
長期貸付金	19	株主資本	65,191
破産更生債権等	4	資本金	6,455
長期前払費用	182	資本剰余金	7,344
前払年金費用	4,311	資本準備金	7,297
敷金及び保証金	1,243	その他資本剰余金	47
保険積立金	340	利益剰余金	56,519
その他	3	利益準備金	1,613
貸倒引当金	△11	その他利益剰余金	54,906
		圧縮記帳積立金	0
		情報化投資積立金	2,000
		別途積立金	35,720
		繰越利益剰余金	17,186
		自己株式	△5,127
		評価・換算差額等	7,910
		その他有価証券評価差額金	7,908
		繰延ヘッジ損益	1
		純資産合計	73,102
資産合計	120,553	負債純資産合計	120,553

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完成工事高		107,269
完成工事原価		91,551
完成工事総利益		15,718
販売費及び一般管理費		11,648
営業利益		4,069
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,535	
保険配当金	138	
不動産賃貸料	173	
技術指導料	1,581	
その他	47	3,476
営業外費用		
支払利息	14	
売上割引	45	
不動産賃貸費用	49	
為替差損	179	
貸倒引当金繰入額	1	
その他	32	323
経常利益		7,222
特別利益		
固定資産処分益	0	
投資有価証券売却益	60	
関係会社貸倒引当金戻入額	4	
独占禁止法関連損失引当金戻入額	87	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	3	
保険解約返戻金	0	157
特別損失		
固定資産処分損	13	
減損損失	0	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	0	
関係会社株式評価損	223	237
税引前当期純利益		7,142
法人税、住民税及び事業税	2,301	
法人税等調整額	△108	2,193
当期純利益		4,949

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	6,455	7,297	47	7,344
当期変動額				
情報化投資積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	6,455	7,297	47	7,344

	株 主 資 本								
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 利 益 剰 余 金							利 益 剰 余 金 合 計
		圧 縮 記 帳 積 立 金	情 報 化 投 資 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当期首残高	1,613	0	1,800	35,720	14,429	53,562	△2,919	64,443	
当期変動額									
情報化投資積立金の積立		200			△200	－		－	
剰余金の配当					△1,991	△1,991		△1,991	
当期純利益					4,949	4,949		4,949	
自己株式の取得							△2,208	△2,208	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	200	－	2,757	2,957	△2,208	748	
当期末残高	1,613	0	2,000	35,720	17,186	56,519	△5,127	65,191	

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	10,577	△5	10,571	75,014
当期変動額				
情報化投資積立金の積立				—
剰余金の配当				△1,991
当期純利益				4,949
自己株式の取得				△2,208
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,668	7	△2,661	△2,661
当期変動額合計	△2,668	7	△2,661	△1,912
当期末残高	7,908	1	7,910	73,102

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

満期保有目的の債券

子会社株式及び関連会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

償却原価法（定額法）

移動平均法による原価法

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

時価法

時価のないもの

デリバティブ

たな卸資産

未成工事支出金

材料貯蔵品

個別法による原価法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無 形 固 定 資 産

（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

完成工事未収入金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

完 成 工 事 補 償 引 当 金

完成工事の補修による損失に備えるため、過去の実績率に基づいて計上しております。

工 事 損 失 引 当 金

受注工事の損失に備えるため、手持工事のうち損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、当該見積額を計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う金額を計上しております。

独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金

独占禁止法に関連した課徴金又は契約違約金等の支払に備えるため、案件ごとの事実と状況に照らして関連損失の発生可能性を勘案し、損失見込額を計上しております。

厚生年金基金解散損失引当金	<p>厚生年金基金の解散に伴い発生する損失に備えるため、当該負担見込額を計上しております。 (追加情報) 当社が加入する「西日本冷凍空調厚生年金基金」(総合型)は、平成25年9月18日開催の代議員会において特例解散の方針を決議いたしました。 当事業年度において、損益計算書の特別利益に厚生年金基金解散損失引当金戻入額3百万円、貸借対照表の流動負債に厚生年金基金解散損失引当金224百万円を計上しております。</p>
退職給付引当金	<p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p>
(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準	<p>①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)</p> <p>②その他の工事 工事完成基準</p>
(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ヘッジ会計の方法	<p>①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。 為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 先物為替予約、直物為替先渡取引(NDF) ヘッジ対象 外貨建債権・債務及び外貨建予定取引</p> <p>③ヘッジ方針 為替予約は成約時において為替変動リスクを回避するために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引について同一通貨の為替予約を付しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されていることから、有効性の評価を省略しております。</p>
退職給付に係る会計処理	<p>退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。</p>
消費税等の会計処理	<p>消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	
下記の資産は、出資先の借入金担保に供しております。	
投資有価証券	2百万円
2. 資産に係る減価償却累計額	
有形固定資産	4,854百万円
3. 保証債務	
従業員及び関係会社の金融機関借入金等について保証を行っております。	
従業員	4百万円
Taikisha de Mexico, S.A. de C.V.	184百万円
Taikisha (Singapore) Pte. Ltd.	643百万円
Taikisha (Thailand) Co., Ltd.	1,099百万円
Taikisha Engineering (M) Sdn. Bhd.	6百万円
P.T. Taikisha Indonesia Engineering	222百万円
Taikisha Vietnam Engineering Inc.	282百万円
五洲大気社工程有限公司	1,560百万円
天津大気社塗装系統有限公司	20百万円
株式会社韓国大気社	22百万円
Taikisha Engineering India Private Ltd.	2,486百万円
Geico Taikisha Europe Ltd.	32百万円
天津東樁大気塗装輸送系統設備有限公司	342百万円
計	<u>6,908百万円</u>
4. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	5,411百万円
短期金銭債務	2,758百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
完成工事高	4,211百万円
仕入高	8,174百万円
営業取引以外の取引高（収入分）	2,759百万円
営業取引以外の取引高（支出分）	74百万円
2. 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額は、60百万円であります。	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2,219,061株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	3百万円
完成工事補償引当金	123百万円
工事損失引当金	18百万円
厚生年金基金解散損失引当金	69百万円
退職給付引当金	30百万円
退職給付信託設定有価証券	266百万円
未払事業税等	138百万円
未払賞与	1,271百万円
投資有価証券評価損	122百万円
関係会社株式評価損	445百万円
ゴルフ会員権評価損	59百万円
その他有価証券評価差額金	73百万円
その他	164百万円
繰延税金資産小計	2,788百万円
評価性引当額	△718百万円
繰延税金資産合計	2,069百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	△1,320百万円
その他有価証券評価差額金	△3,423百万円
その他	△52百万円
繰延税金負債合計	△4,796百万円
繰延税金負債の純額	△2,726百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び役員等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円) (注5)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Taikisha Engineering India Private Ltd.	直接所有 55.00	役員の兼任 資金援助等 工事施工に伴う工事の一部を当社に発注	債務保証 (注1)	2,486	—	—
	天津大気社塗装系統有限公司	直接所有 72.14 間接保有 17.86	役員の兼任 資金援助等 工事施工に伴う工事の一部を当社に発注	工事代金の受取 (注2)	1,752	完成工事未収入金	1,827
	五洲大気社工程有限公司	直接所有 70.00	役員の兼任 資金援助等 工事施工に伴う工事の一部を当社に発注	債務保証 (注1)	1,560	—	—
役員及びその近親者	上西 瑠璃子	被所有 3.09 (注4)	当社取締役会長 上西栄太郎の母	自己株式の取得 (注3)	2,206	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当該子会社の借入金に対する保証や取引先への工事保証であります。
2. 工事契約は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3. 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) によるものであり、約定日の前日の東京証券取引所における終値により決定しております。
4. 議決権等の所有(被所有)割合は株式売却前のものであり、上西瑠璃子氏が平成27年5月18日に当社株式680,000株を譲渡した結果、当事業年度末現在の被所有割合は1.19%となっております。
5. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,115円05銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 142円75銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表(その他の注記)に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.30%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.86%、平成30年4月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が160百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が23百万円、その他有価証券評価差額金が183百万円それぞれ増加しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月11日

株 式 会 社 大 気 社
取 締 役 会 御 中

監査法人 A & A パートナーズ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 坂 本 裕 子 ㊤
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 寺 田 聡 司 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大気社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大気社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月11日

株 式 会 社 大 気 社
取 締 役 会 御 中

監査法人 A & A パートナーズ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 坂 本 裕 子 ㊟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 寺 田 聡 司 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大気社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支社・支店・事業所の往査を実施、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、主要な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、海外を含む主要な子会社の往査を実施、その事業及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、監査役全員の協議により定めた「内部統制システムに係る監査役監査の実施基準」及び「内部統制システム監査のチェックリスト」に基づき、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立性の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、平成27年10月9日付けで「北陸新幹線の設備工事の入札に関し独占禁止法違反」があったとして、公正取引委員会から排除措置命令書及び課徴金納付命令書を受領しました。監査役会としましては、グループ全体で再発防止及びコンプライアンスの更なる徹底に取り組んでいることを確認しております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社大気社 監査役会

常勤監査役 佐野 充 ㊟

常勤監査役 齊藤 正明 ㊟

監査役
(社外監査役) 野呂 順一 ㊟

監査役
(社外監査役) 彦坂 浩一 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績等を勘案いたしまして、株主の皆様のご支援にお応えすべく、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金25円と合わせ、前期に比べ15円増配の1株につき67円となります。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金42円 総額1,451,643,816円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

将来の事業展開に備えるため、以下のとおり2億円を、情報化投資積立金に積み立てることにいたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

② 増加する剰余金の項目及びその額

情報化投資積立金 200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議により法令の定める限度において責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が施行され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、現行定款第25条及び第33条の一部を変更するものであります。

なお、第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(社外取締役の責任限定契約) 第25条 (新 設)	(取締役の責任免除) 第25条 ① <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(社外監査役の責任限定契約) 第33条 (新 設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第33条 ① <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役会の監督機能の強化を図るため社外取締役を1名増員いたしたく、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者のうち社外取締役候補者2名につきましては、いずれの候補者も当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていると判断しております。当社の社外役員の独立性基準につきましては、56頁をご参照ください。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	うえ にし えいたろう 上 西 栄太郎 (昭和26年 1月12日生) 【再任】	昭和49年4月 当社入社 平成15年6月 取締役 平成17年4月 環境設備事業部大阪支社長 平成19年4月 取締役上席執行役員環境システム事業部東京第一支店長 平成20年4月 取締役上席執行役員社長付経営企画担当 平成21年4月 取締役常務執行役員社長付全社営業推進担当 平成22年4月 代表取締役社長執行役員 平成25年4月 代表取締役会長執行役員 平成28年4月 取締役会長(現在)	214,700株
[取締役候補者とした理由] 上西栄太郎氏は、代表取締役社長執行役員に就任以来、6年間にわたり当社グループの経営を指揮し、平成28年4月から業務執行を行わない取締役会議長として、取締役会の監督機能の強化に取り組んでおります。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	かみ やま さとろ 上山 悟 (昭和22年) 11月20日生 【再任】	昭和45年4月 当社入社 平成15年6月 取締役 平成17年4月 塗装設備事業部長 平成17年6月 常務取締役 平成18年4月 塗装設備事業部長兼営業統括部長 平成19年4月 取締役常務執行役員塗装システム事業部長 平成21年4月 取締役専務執行役員塗装システム事業部長 平成22年4月 代表取締役副社長執行役員 平成25年4月 代表取締役社長執行役員 (現在)	16,700株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>上山悟氏は、平成25年4月から代表取締役社長執行役員として当社グループの経営を指揮し、経営者として豊富な経験を有しております。これまでの実績に鑑み、また中期経営計画の諸施策の実施を通じた企業価値の向上を目指す上で適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
3	しば とし あき 芝 利 昭 (昭和24年) 12月19日生 【再任】	昭和43年4月 当社入社 平成20年4月 執行役員環境システム事業部海外統括準備室長兼技術統括部副統括部長兼工事購買室長 平成21年4月 上席執行役員環境システム事業部技術統括部長 平成24年4月 常務執行役員環境システム事業部長 平成24年6月 取締役常務執行役員環境システム事業部長 平成25年4月 取締役専務執行役員環境システム事業部長 平成27年4月 取締役副社長執行役員環境システム事業部長 平成28年4月 代表取締役副社長執行役員 (現在)	15,000株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>芝利昭氏は、環境システム事業における豊富な業務経験を有するとともに、平成24年6月の就任以来、経営上の重要事項の決定、業務執行、他の取締役の職務執行の監督など取締役として十分な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
4	はし もと きよし 橋本 記代司 (昭和23年) 10月9日生 【再任】	昭和47年4月 当社入社 平成17年6月 取締役 平成19年4月 取締役上席執行役員塗装システム事業部副事業部長兼技術統括部長 平成21年4月 取締役常務執行役員塗装システム事業部副事業部長兼技術統括部長 平成22年4月 取締役常務執行役員塗装システム事業部長 平成24年4月 取締役専務執行役員塗装システム事業部長 平成26年4月 取締役専務執行役員経営企画本部長 平成27年4月 取締役副社長執行役員経営企画本部長 (現在)	12,700株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>橋本記代司氏は、塗装システム事業、経営企画における豊富な業務経験を有するとともに、平成17年6月の就任以来、経営上の重要事項の決定、業務執行、他の取締役の職務執行の監督など取締役として十分な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	かとうこうじ 加藤考二 (昭和30年) 6月12日生 【再任】	昭和53年4月 当社入社 平成17年6月 取締役 平成19年4月 環境システム事業部長付 平成21年4月 執行役員環境システム事業部技術企画部長 平成22年4月 常務執行役員環境システム事業部長兼技術企画部長 平成22年6月 取締役常務執行役員環境システム事業部長兼技術企画部長 平成24年4月 取締役常務執行役員経営企画本部長兼環境担当兼経営企画室長 平成25年4月 取締役常務執行役員経営企画本部長兼CSR担当 平成26年4月 取締役常務執行役員管理本部長兼CSR担当 平成28年4月 取締役専務執行役員管理本部長兼CSR担当 (現在)	6,600株
[取締役候補者とした理由] 加藤考二氏は、環境システム事業、経営企画、経営管理における豊富な業務経験を有するとともに、平成22年6月の就任以来、経営上の重要事項の決定、業務執行、他の取締役の職務執行の監督など取締役として十分な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
6	おがわてつや 小川哲也 (昭和28年) 4月25日生 【再任】	昭和47年4月 当社入社 平成19年4月 執行役員塗装システム事業部施工品質統括部長 平成22年4月 上席執行役員塗装システム事業部副事業部長兼技術統括部長 平成23年6月 取締役上席執行役員塗装システム事業部副事業部長兼技術統括部長 平成24年4月 取締役常務執行役員塗装システム事業部副事業部長兼技術統括部長 平成25年4月 取締役常務執行役員塗装システム事業部副事業部長 平成26年4月 取締役常務執行役員塗装システム事業部長 平成28年4月 取締役専務執行役員塗装システム事業部長 (現在)	5,900株
[取締役候補者とした理由] 小川哲也氏は、塗装システム事業における豊富な業務経験を有するとともに、平成23年6月の就任以来、経営上の重要事項の決定、業務執行、他の取締役の職務執行の監督など取締役として十分な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
7	むかいひろし 向井浩 (昭和28年) 10月10日生 【再任】	昭和49年4月 当社入社 平成24年4月 執行役員環境システム事業部大阪支社長 平成26年4月 上席執行役員環境システム事業部大阪支社長 平成27年4月 常務執行役員環境システム事業部副事業部長 平成27年6月 取締役常務執行役員環境システム事業部副事業部長 平成28年4月 取締役常務執行役員環境システム事業部長 (現在)	3,600株
[取締役候補者とした理由] 向井浩氏は、環境システム事業における豊富な業務経験を有するとともに、平成27年6月の就任以来、経営上の重要事項の決定、業務執行、他の取締役の職務執行の監督など取締役として十分な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	はま なか ゆき のり 浜 中 幸 憲 (昭和33年 12月10日生) 【再任】	昭和56年4月 当社入社 平成22年4月 執行役員塗装システム事業部第一事業所長 平成25年4月 上席執行役員塗装システム事業部技術統括部長 平成27年4月 上席執行役員塗装システム事業部副事業部長 兼営業技術統括部長 平成27年6月 取締役上席執行役員塗装システム事業部副事業部長兼営業技術統括部長 平成28年4月 取締役常務執行役員塗装システム事業部副事業部長(現在)	1,400株
【取締役候補者とした理由】 浜中幸憲氏は、塗装システム事業における豊富な業務経験を有するとともに、平成27年6月の就任以来、経営上の重要事項の決定、業務執行、他の取締役の職務執行の監督など取締役として十分な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
9	むら かみ しゅう いち 村 上 修 一 (昭和25年 11月12日生) 【再任】 【社外取締役候補者】 【独立役員】	平成17年4月 株式会社損害保険ジャパン(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)常務執行役員兼四国本部長 平成20年4月 同社企業営業企画部顧問 平成20年6月 同社退職 当社監査役 オリジン電気株式会社常勤監査役(社外監査役)(平成24年6月退任) 平成24年6月 当社取締役(現在)	7,500株
【社外取締役候補者とした理由】 村上修一氏は、大手損害保険会社の業務執行責任者として培われた豊富な知識と経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、当社の経営に対する確かな助言をいただいております。取締役会における意思決定の透明性の確保及び取締役会の監督機能の強化の観点から適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
【社外取締役候補者に関する特記事項】			
①取締役在任年数 4年 ※本総会終結時			
②取締役会への出席状況(平成27年度) 16回/16回(出席率100%)			
③独立性に関する考え方			
村上修一氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、当社からの独立性を有していると判断しております。同氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社出身ですが、平成20年に同社を退職しております。同社は、当社株式を所有しておりますが、持株比率は0.36%であります。同社と当社との間には、平成27年度において工事請負、保険契約の取引がありますが、当社が定める社外役員の独立性基準を超えるものではありません(同社と当社との間における取引額の過去3事業年度(平成25年度から平成27年度、以下同じ。)平均額は、同社の連結経常収支の過去3事業年度平均額及び当社の連結完成工事高の過去3事業年度平均額のいずれも1%未満であります。)。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10	すえ ざわ かず まさ 末澤 和政 (昭和23年) (9月3日生) 【新任】 【社外取締役候補者】 【独立役員(予定)】	昭和47年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行(平成13年3月退職) 平成13年6月 同和鉱業株式会社(現 DOWAホールディングス株式会社) 執行役員 平成14年3月 藤田観光株式会社監査役(社外監査役)(平成15年3月退任) 平成14年6月 同和鉱業株式会社取締役コーポレートスタッフ管掌 平成15年4月 同社取締役・CFO(最高財務責任者)コーポレートスタッフ管掌 平成18年6月 同社取締役副社長(平成20年3月退任) 平成19年10月 藤田観光株式会社顧問 平成20年3月 同社代表取締役社長兼執行役員社長 平成21年8月 同社代表取締役社長兼執行役員社長、事業本部長兼事業本部目白エリア担当 平成22年2月 同社代表取締役社長兼執行役員社長 平成25年3月 同社会長 平成26年4月 同社相談役(平成27年3月退任) 平成28年2月 東部商事株式会社監査役(社外監査役)(現在) 平成28年4月 株式会社鎌倉新書取締役(社外取締役)(現在)	0株
		[社外取締役候補者とした理由] 末澤和政氏は、事業会社の経営者として培われた豊富な知識と経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、当社の経営に対し助言をいただけることが期待されます。取締役会における意思決定の透明性の確保及び取締役会の監督機能の強化の観点から適任であると判断し、新たに取締役候補者といたしました。	
		[社外取締役候補者に関する特記事項] ①取締役在任年数 — ②取締役会への出席状況(平成27年度) — ③独立性に関する考え方 末澤和政氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、当社からの独立性を有していると判断しております。同氏が過去に業務執行者であったDOWAホールディングス株式会社及び藤田観光株式会社と当社との間には、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 村上修一、末澤和政の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、村上修一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、末澤和政氏の選任が承認された場合、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 村上修一氏が当社の社外取締役在任中である平成27年10月に、当社は、公正取引委員会から、北陸新幹線の設備工事の入札に関する独占禁止法違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。本件の判明時まで同氏は当該事実を認識しておりませんが、従来、取締役会等において法令順守の推進の観点から提言を行い、注意喚起をしておりました。本件の判明後は、法令順守の一層の徹底を求め、再発防止策やその実効性の確保等について提言を行うとともに、再発防止策の実施状況を確認・検証しております。
5. 当社は、社外取締役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、これに基づき村上修一氏との間で当該契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は同氏との当該契約を継続するとともに、末澤和政氏の間でも当該契約を締結する予定であり、また、第2号議案「定款一部変更

の件」の承認可決を条件として、業務執行取締役でない上西栄太郎氏の間でも当該契約を締結する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役としての任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

【ご参考】社外役員の独立性基準

当社は、経営の健全性、透明性の向上を図るため、当社における社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準を、次のとおり定めております。社外取締役又は社外監査役が次の基準のいずれにも該当しない場合には、独立性を有するものと判断されます。

1. 当社の大株主（※1）又はその業務執行者
2. 当社の主要な借入先（※2）又はその業務執行者
3. 当社を主要な取引先とする者（※3）又はその業務執行者
4. 当社の主要な取引先（※4）又はその業務執行者
5. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間総収入の2%を超える団体に所属する者をいう。）
6. 当社より、年間1,000万円を超える寄附を受けている者（当該寄附を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者をいう。）
7. 最近3年間において上記1から6までのいずれかに該当していた者
8. 下記（1）から（3）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の2親等内の親族
 - （1）上記1～7までに掲げる者
 - （2）当社の子会社の業務執行者
 - （3）当社の子会社の業務執行者でない取締役

（※1）当社の大株主とは、直近の事業年度末において直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

（※2）当社の主要な借入先とは、当社の借入金残高が、当社の直近事業年度末における連結総資産の2%を超える借入先をいう。

（※3）当社を主要な取引先とする者とは、当社から支払いを受けた過去3事業年度平均額が、その者の連結総売上高の過去3事業年度平均額の2%を超える者をいう。

（※4）当社の主要な取引先とは、当社に対する支払いの過去3事業年度平均額が、当社の連結総売上高の過去3事業年度平均額の2%を超える者をいう。

第4号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって監査役佐野充、野呂順一の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者のうち社外監査役候補者1名につきましては、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていると判断しております。当社の社外役員の独立性基準につきましては、上記をご参照ください。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふるかつとしや 古勝 稔也 (昭和30年) 8月6日生 【新任】	昭和54年4月 当社入社 平成6年4月 環境設備事業部国際部 Taikisha (Thailand) Co., Ltd. 出向 平成10年1月 Taikisha (Thailand) Co., Ltd. 管理(経理・財務)担当取締役 平成14年4月 管理本部国際業務室長 平成15年4月 管理本部国際業務部長 平成19年4月 社長室長 平成21年4月 内部監査室(現在)	1,000株
<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>古勝稔也氏は、入社以来、主に経理・財務関連業務、内部監査業務に従事し、豊富な業務経験と財務・会計に関する専門的な知見を有しており、また国際業務管理部門の責任者を務めるなど当社の実情に精通していることから適任であると判断し、新たに監査役候補者いたしました。</p>			
2	のろじゅんいち 野呂 順一 (昭和29年) 9月2日生 【再任】 【社外監査役候補者】 【独立役員】	平成22年3月 日本生命保険相互会社常務執行役員法人第二営業本部長兼首都圏法人営業副本部長 平成24年3月 同社退職 株式会社ニッセイ基礎研究所顧問 平成24年6月 同社代表取締役社長(現在) 当社監査役(現在)	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>野呂順一氏は、大手生命保険会社の業務執行責任者及び事業会社の経営者として培われた知識と経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、取締役の職務執行の適法性を監査するのに適任であると判断し、引き続き監査役候補者いたしました。</p>			
<p>【社外監査役候補者に関する特記事項】</p> <p>①監査役在任年数 4年 ※本総会終結時</p> <p>②取締役会への出席状況(平成27年度) 14回/16回(出席率87.5%)</p> <p>③監査役会への出席状況(平成27年度) 9回/9回(出席率100%)</p> <p>④独立性に関する考え方 野呂順一氏は、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、当社からの独立性を有していると判断しております。同氏は、株式会社ニッセイ基礎研究所の代表取締役社長を兼職しておりますが、当社と当社との間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は、日本生命保険相互会社の出身であります。平成24年に同社を退職しております。同社は、当社の株式を所有しておりますが、持株比率は2.36%であります。当社と当社との間には、平成27年度において工事請負、保険契約の取引がありますが、当社が定める社外役員の独立性基準を超えるものではありません(当社と当社との間における取引額の過去3事業年度平均額は、同社の連結経常収支及び当社の連結完成工事高の過去3事業年度平均額のいずれも1%未満であります。)</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野呂順一氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、野呂順一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 野呂順一氏が当社の社外監査役在任中である平成27年10月に、当社は、公正取引委員会から、北陸新幹線の設備工事の入札に関する独占禁止法違反により、排除措置命令及び課徴

金納付命令を受けました。本件の判明時まで同氏は当該事実を認識しておりませんでした。従来、取締役会等において法令順守の推進の観点から提言を行い、注意喚起をしておりました。本件の判明後は、法令順守の一層の徹底を求め、再発防止策やその実効性の確保等について提言を行うとともに、再発防止策の実施状況を確認・検証しております。

5. 当社は、社外監査役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款に定めており、これに基づき野呂順一氏との間で当該契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。また、第2号議案「定款一部変更の件」の承認決議を条件として、古勝稔也氏との間でも当該契約を締結する予定であります。

なお、責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役としての任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
河野 敬 (昭和30年2月22日生)	昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行） 入行（昭和60年10月退職） 平成4年4月 弁護士登録 小松・狛法律事務所入所 平成8年1月 虎ノ門第一法律事務所開設 平成9年6月 株式会社田村電機製作所（現 サクサ株式会社）監査役（社外監査役） 平成16年2月 サクサホールディングス株式会社監査役（社外監査役）（現在） 平成16年4月 サクサ株式会社監査役（社外監査役）（現在） 平成18年10月 河野法律事務所開設（現在）	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河野敬氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 河野敬氏は、サクサホールディングス株式会社の監査役（社外監査役）及びサクサ株式会社の監査役（社外監査役）ですが、平成28年6月29日付で退任する予定であります。
4. 河野敬氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、取締役の職務執行の適法性を監査するのに適任であると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 河野敬氏が監査役に就任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、社外監査役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する責任限定契約を締結できる旨を定款に定めております。河野敬氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
- なお、責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外監査役としての任務を怠ったことにより当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成24年6月28日開催の第67回定時株主総会において、

年額480百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、社外取締役の増員等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額540百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内）に改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役1名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）となります。

第7号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）承認の件

当社は、平成20年1月31日開催の当社取締役会において「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「当初プラン」といいます。）の導入を、同年5月15日開催の当社取締役会においてその内容の一部変更をそれぞれ決議し、同年6月27日開催の当社定時株主総会において、その継続について株主の皆様にご承認をいただきました。

その後、当社は、いわゆる株券電子化の実施等に伴う当初プランの変更及びその継続につき、平成22年6月29日開催の当社定時株主総会において、大量買付者（ご参考資料「本プランの内容」において定義します。以下同様とします。）からの情報提供期間の上限の変更及び発動要件の見直しに伴う変更及び継続について、平成25年6月27日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様それぞれにご承認をいただき、現在に至っております（当初プランの導入後、変更及びその継続がなされ、現在において有効な内容のプランを、以下「現プラン」といいます。）、現プランの有効期間は平成28年6月29日開催予定の当社第71回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といい、ご参考資料「本プランの内容」でも同義とします。）の終結の時までとなっております。

当社では、経済情勢の変化等を勘案しつつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる観点から、現プラン継続の是非も含めてそのあり方について検討してまいりました。

かかる検討の結果として、平成28年5月16日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件に、現プランを一部変更した上で継続することを決議いたしました（以下、かかる変更及び継続決議後の現プランを「本プラン」といいます。）。

なお、本プランの継続につきまして株主の皆様にご承認いただけなかった場合には、現プランは、その有効期間の満了をもって廃止されるものとします。

本プランの現プランからの主な変更点は、以下のとおりであります。

- ・当社が本プランに基づき対抗措置を発動した場合において、大量買付者に対し、金銭等の対価その他の経済的対価による補償を行わないことを明記したこと
- ・本プランに基づく対抗措置を発動するにあたり、当社取締役会は、原則として、独立委員会の勧告に従うものとするを明記したこと
- ・当社が本プランに基づく対抗措置の発動を検討するにあたり、一定の場合には、株主総会において、当社の株主の皆様のご意思を確認することができることを明記したこと

その他の字句の訂正等を含めた本プランの内容の詳細につきましては、ご参考資

料「本プランの内容」をご参照ください。また、現プランの内容につきましては、当社ホームページ (<http://www.taikisha.co.jp/>) をご参照ください。

また、本定時株主総会開催後最初に開催される当社取締役会において選任する予定の独立委員会の各委員候補者の略歴等は、ご参考資料の別紙3のとおりです。

なお、現プランの変更及び本プランの継続につきましては、当社取締役会の決議に先立って、当社独立委員会において全員一致の決議による承認を受けております。また、平成28年5月16日開催の当社取締役会においては、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も本プランの運用が適切に行われることを条件に、現プランの変更及び本プランの継続に賛同する旨の意見を述べております。

なお、当社の平成28年3月31日現在の大株主の状況はご参考資料の別紙1のとおりであり、当社は、現時点において、当社株券等が大量買付行為（ご参考資料「本プランの内容」において定義します。）の対象とされているとの認識はございません。

（ご参考資料）

本プランの内容

1. 当社における企業価値向上への取組み

(1) 当社の理念・ビジョンについて

当社は、企業理念を「永続的に成長し、社会に貢献する会社づくり」、「魅力ある会社づくり」の二点に定めております。この企業理念を実現するために、当社は、付加価値増大を通じたステークホルダーの繁栄、技術を通じた豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己実現、相互信頼・協調・合理性のある組織風土の醸成等を目指しております。このような当社が目指すところを経営ビジョンとして換言したものが「法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で顧客・取引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。」であります。

(2) 中期経営計画について

当社は、平成28年5月、平成29年3月期から平成31年3月期までの3ヶ年における中期経営計画を策定いたしました。当該中期経営計画は、Ⅰ. 理念・ビジョン、Ⅱ. 基本方針、Ⅲ. グループ中期経営目標及びⅣ. 経営目標実現のための施策の4項目から構成されており、その概要は以下のとおりであります。当社は、中期経営計画に基づき、環境システム事業及び塗装システム事業を中心とした当社事業の持続的な発展を目指すとともに、企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保し、向上させることに努めてまいります。

Ⅰ. 理念・ビジョン

「創業理念(社是)」 顧客第一

「企業理念」

1. 永続的に成長し、社会に貢献する会社づくり

2. 魅力ある会社づくり

「経営ビジョン」

法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で、顧客・取引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。

Ⅱ. 基本方針

1. 社会のニーズや市場環境の変化に柔軟・迅速に対応し、安定的かつ持続的な成長を図ります。
2. すべてのステークホルダーから、高い信頼と評価を得ることを目指します。

Ⅲ. グループ中期経営目標（連結）

平成29年3月期から平成31年3月期までの年度別の目標値（連結）のうち、経常利益予想については、平成29年3月期118億円、平成30年3月期123億円、平成31年3月期130億円を目標値として設定しております。

配当方針については、連結配当性向35%を目標とし、安定的な配当を実施していくことを基本方針とします。また、自社株取得は、資本効率の向上と機動的な財務政策の実現を目的として、弾力的に実施してまいります。

Ⅳ. 経営目標実現のための施策

経営目標達成のために、当社が擁する環境システム事業及び塗装システム事業の各事業について具体的施策を設定するとともに、経営基盤の強化策を設定しております。

なお、当社の中期経営計画の詳細は、当社ホームページ (<http://www.taikisha.co.jp/>) をご参照ください。

(3) コーポレート・ガバナンスへの取組みについて

当社は、企業価値を毀損する最大の経営リスクは法令違反であることを強く認識し、法令順守の実行を通じ、企業価値を高め、広く社会から評価されるべくコーポレート・ガバナンスを一層充実させることを、経営の最重要課題としております。取締役会、監査役会、経営会議、全社コンプライアンス委員会、内部監査室等の活動を通じて、また、内部統制システムの整備を通じて、建設業法や金融商品取引法をはじめとした関連諸法令の順守に努めております。

2. 本プラン継続の目的

当社は、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として本プランを継続するものであります。

当社は、当社株式の売買は市場に委ねられるべきものと考えており、当社株券等の大量買付行為（注1）を行う大量買付者（注2）による当社株券等の買付けの要請に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大量買付行為を行う大量買付者の中には、その目的等に鑑みて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう恐れがある場合や株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要する場合等、不適切な大量買付行為が実施される場合も存在すると考えております。

このような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に反する不適切な大量買付行為が実施される場合には、株主の皆様が大量買付者による買付け要請に応じるか否かについて判断を行うだけの必要十分な情報及び時間を確保することや当社が大量買付者との交渉の機会を確保することが必要であると考えております。

さらに、継続性を維持した企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、

向上させるという目的を達成するためには、当社グループ内の各事業会社の位置付けや役割を十分に理解しつつ、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

このように、当社といたしましては、大量買付者による当社株券等の大量買付行為が行われた場合に、株主の皆様が、当社及び当社グループの特性を踏まえた上で、当該大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な情報及び時間を確保すること、また、当社が、大量買付者との交渉の機会を確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにとって不可欠であると考えております。

当社の平成28年3月31日現在の大株主の状況は別紙1のとおりであり、当社は、現時点において、当社株券等が大量買付行為の対象とされているとの認識はございません。しかしながら、今後、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損ねる危険性があると思われる大量買付行為が行われた場合に、①大量買付者による大量買付行為の目的が企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう恐れのあるものであるか否か、②大量買付者の大量買付行為が株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③大量買付者により株主の皆様に対し必要十分な情報の開示が行われているか否か、④株主の皆様が大量買付行為の是非について検討するために必要十分な時間が確保されているか否か等を、当社取締役会が検討するために必要な情報及び時間を確保することにより、当社の企業価値が不用意に毀損され、株主の皆様にとって予想外の不利益が生じることを未然に防止するために、大量買付ルール（下記3において定義します。）及び大量買付行為に対する対抗措置を定めた本プランを継続するものであります。

(注1)：大量買付行為

当社株券等（※1）の特定株式保有者等（※2）の議決権割合（※3）を20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付け方法の如何は問わないものとします。）をいうものとします。

(※1)：株券等

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(※2)：特定株式保有者等

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）

又は、

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われる者を含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(※3)：議決権割合

(i) 特定株式保有者等が、(※2)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同様とします。）も計算上考慮されるものとします。）

- 又は、
- (ii) 特定株式保有者等が、(※2)の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及びその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注2): 大量買付者

大量買付行為を行う者をいうものとします。

3. 大量買付ルールの内容

本プランにおいては、当社株券等に対する大量買付行為が行われる場合に、株主の皆様が当該大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報(下記(1)において定義します。以下同様とします。)の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提示等を行うとともに、原則として、独立委員会(独立委員会の詳細については下記(3)をご参照ください。)の勧告に従って、大量買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するための手続(以下「大量買付ルール」といいます。)を定めております。大量買付ルールの詳細は以下のとおりです。

(1) 大量買付者に対する情報提供の要請

大量買付者には、当社取締役会があらかじめ同意した場合を除き、大量買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為を行う際に大量買付ルールを順守する旨の誓約文言等を記載した誓約書及び以下の①乃至⑧に定める情報(以下「大量買付情報」といいます。)を記載した当社所定の書式の書面を提出していただきます。

当社取締役会は、大量買付者から大量買付情報を受領した場合には、直ちに独立委員会に対して、当該大量買付情報を提供するものとします。

当社取締役会又は独立委員会は、大量買付者から提出された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為を検討するために不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、大量買付者に対し、追加情報を提出するよう求めることができるものとします。

当社取締役会は、大量買付者から当社取締役会に対して提供していただくべき大量買付情報が最初に当社取締役会へ交付された日から起算して60日間を、当社取締役会が大量買付者に対して追加情報の提出を要請し、大量買付者が回答を行う期間(以下「必要情報提供期間」といいます。)とし、大量買付情報が十分に揃わない場合であっても必要情報提供期間の満了をもって、直ちに下記(2)において定める本検討期間を開始するものとします。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、当社取締役会は、必要に応じて30日間を限度に必要情報提供期間を延長することができるものとします。なお、必要情報提供期間満了前であっても、提出された追加情報が大量買付行為を検討するために十分であると判断した場合には、当社取締役会は、大量買付者に対してその旨を通知した上で本検討期間を開始するものといたします。

当社取締役会は、必要に応じて、大量買付行為が提案された事実及び大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報について、当社取締役会が適当と認める時期及び方法により、その全部又は一部を開示いたします。

- ① 大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同様とします。）の概要（具体的な名称、資本構成及び財務内容等を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法及び内容（対価の価格・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）、及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 大量買付行為後に意図する当社及び当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
- ⑥ 大量買付行為後における当社従業員、取引先、顧客及びその他当社の利害関係者に対する対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会又は独立委員会が必要と判断する情報

(2) 当社取締役会における大量買付行為の内容及び代替措置の検討並びに大量買付者との交渉

当社取締役会は、必要情報提供期間満了後又は当社取締役会が提出された追加情報が大量買付情報として十分であると判断した場合、大量買付者から受領した大量買付情報、当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることに資するものであるか否かという観点から、検討することとします。

検討にあたっては、原則として、下記(3)に従って行われる独立委員会の勧告に従うとともに、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の第三者機関からの助言も受けることができるとします。また、必要に応じて、大量買付者との交渉、代替措置の提案を行います。

当社取締役会としては、これらの検討期間（以下「本検討期間」といいます。）として、検討を開始した日から起算して、現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合は60日間、その他の買付けの場合は90日間を設定し、大量買付者は、本検討期間終了後にも、大量買付行為を実施できるものとします。なお、下記4(1)に定める株主意思確認株主総会が開催されることとなった場合には、本検討期間に加えて、当該株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思が確認されるまでの間も、大量買付者は、大量買付行為を実施することができないものとし、当該株主意思確認株主総会終了後にも、大量買付行為を実施できるものとします。

当社取締役会は、必要情報提供期間が満了し、又は当社取締役会が提出された

追加情報が大量買付情報として十分であると判断し、本検討期間を開始する場合には、その旨を大量買付者に通知するとともに、当社取締役会が適当と認める時期及び方法において、本検討期間の開始について開示を行うものとします。

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においても、なお、大量買付行為の内容についての検討、代替措置の提案、大量買付者との交渉等が十分に行われていないと判断した場合には、その決議により、最大30日間の範囲内において本検討期間を延長することができるものとします。なお、当社取締役会は、本検討期間の延長の決議に際して、独立委員会への諮問を行い、独立委員会からの勧告を尊重するものとします。また、本検討期間の延長の決議が行われた場合には、延長の期間及び延長の理由を大量買付者に対して通知するとともに、当社取締役会が適当と認める時期及び方法において、開示するものとします。

(3) 独立委員会における大量買付行為の内容の検討等

本プランにおいては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社との間に特別の利害関係がなく、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとします。

独立委員会の委員は、当社との間に特別の利害関係がなく、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任されるものとします。独立委員会の規則の概要は、別紙2を、本プラン継続後の各独立委員候補者の略歴等については、別紙3をご参照ください。

独立委員会は、大量買付者から提供される大量買付情報が十分であるか否か、及び大量買付行為に対する対抗措置発動の是非（大量買付者が大量買付ルールを順守しているか否か、又は大量買付者による大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであるか否か等）について、必要情報提供期間及び本検討期間の範囲内で、審議・検討し、かかる審議・検討の結果に基づいて、大量買付者又は当社取締役会に対する追加情報の提出の要求を行うほか、対抗措置発動の是非について、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、原則として、独立委員会の勧告の内容に従って、下記4に記載する手続に則り、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することとします。

具体的には、独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、必要情報提供期間の範囲内で、大量買付者に対して直接又は取締役会を通じて追加情報の提供を求めることができるものとします。また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上で、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替措置（代替措置がある場合のみとします。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができるものとします。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が、大量買付行為を中止した場合等、当該勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができるものとします。

4. 対抗措置の発動

(1) 大量買付ルールが順守された場合

本プランは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様様に、このような大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要十分な情報、現に経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、代替措置の提示を受ける機会及びこれらの検討のために必要十分な時間を確保することを目的として一定のルールを定めているものです。

したがって、大量買付者が、大量買付ルールを順守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを順守している場合であっても、大量買付情報その他大量買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為を検討した結果、当該大量買付行為が、以下の①乃至⑤のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当するような、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合には、当社取締役会は、原則として、上記3(3)に従って行われる独立委員会の勧告に従って、対抗措置の発動を決定し、これを行うものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は別紙4のとおりです。なお、当社は、対抗措置の発動に際して、大量買付者に対しては、新株予約権の取得の対価又は譲受の対価その他名目の如何を問わず、金銭等の交付その他の経済的対価による補償を行わないものとします。

また、当社取締役会は、①独立委員会が、対抗措置の発動につき、あらかじめ株主の皆様様の意思を確認することが相当である旨の留保を付した勧告をした場合、又は②当社取締役会が、対抗措置の発動につき、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、取締役の善管注意義務に照らしあらかじめ株主の皆様様の意思を確認することが相当であると判断した場合には、株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）において、対抗措置の発動に関する株主の皆様様の意思を確認することができるものとします。株主意思確認株主総会において、株主の皆様が対抗措置の発動に賛成した場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動する旨を決定するものとし、株主の皆様から対抗措置の発動についての賛成が得られない場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動しない旨を決定するものとします。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、前提となる事実に変化が生じた等の理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められなくなった場合には、原則として、独立委員会の勧告に従って、対抗措置の発動に係る決議を撤回することができるものとします。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価を釣り上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又はそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

(2) 大量買付ルールが順守されない場合

大量買付者が、大量買付ルールを順守しなかった場合、当社取締役会は、原則として、上記3(3)に従って行われる独立委員会の勧告に従って、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保のために、対抗措置の発動を決定し、これを行うものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々の状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は別紙4のとおりです。なお、当社は、対抗措置の発動に際して、大量買付者に対しては、新株予約権の取得の対価又は譲受の対価その他名目の如何を問わず、金銭等の交付その他の経済的対価による補償を行わないものとします。

また、上記(1)と同様に、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、前提となる事実に変化が生じた等の理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められなくなった場合には、原則として、独立委員会の勧告に従って対抗措置の発動に係る決議を撤回することができるものとします。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得られた場合には、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

これに対し、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得られなかった場合には、本プランは継続されないこととなり、その時点において、現プランは廃止されるものとします。

もっとも、株主の皆様にご承認いただいた後であっても、有効期間の満了前に、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、現プランの導入及び本プランの継続の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合、誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当社株主の皆様には不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更等の事実及び内容その他の事項について、速やかに開示を行います。

6. 本プランの合理性を高める仕組みについて

(1) 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足しております。

(2) 企業価値研究会が公表した買収防衛策の在り方の趣旨を踏まえていること

本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

(3) 株主の皆様の意思の重視と情報開示

当社は、本プランの継続の是非について、本定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくこととしており、本プランの継続についてご承認が得られなかった場合には、現プランの有効期間満了をもって終了するものとし、本プランの存続について株主の皆様のご意思が反映されるものとなっております。

また、上記5「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの継続及び廃止は、株主の皆様のご意思を尊重した形になっております。

さらに、上記4(1)のとおり、対抗措置の発動の是非について、株主の皆様のご意思を確認する機会を設けるために、株主意思確認株主総会を開催することができるものとし、対抗措置の発動について、株主の皆様のご意思を尊重して行うことを明らかにしております。

そして、株主の皆様には、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断等の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記3(1)のとおり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

(4) 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

当社は、現プランの導入及び本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断

を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、上記3(3)の「独立委員会における大量買付行為の内容の検討等」に記載したとおり、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は、原則として、独立委員会の勧告に従って決議を行うこととされており、当社取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されております。

さらに、本プランは、上記4(1)及び(2)のとおり、大量買付者が、本プランにおいて定められた形式的な大量買付ルールを順守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、また、一定の場合には、株主意思確認株主総会を開催することができ、株主の皆様様の過半数の賛成を得られた場合にのみ、対抗措置が発動されることとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記5「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

7. 株主及び投資家の皆様にご与える影響等

(1) 本プランの継続が株主及び投資家の皆様にご与える影響等

本プランは、継続時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様様の権利関係に直接の影響はございません。

もっとも、本プランは、株主及び投資家の皆様様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な情報及び時間の確保や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには、株主及び投資家の皆様様が代替措置の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより、株主及び投資家の皆様は、必要十分な情報及び時間に基づいて、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主及び投資家の皆様様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの継続は、株主及び投資家の皆様様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様様の共同の利益を確保し、向上させることに資するものであると考えております。

なお、上記4のとおり、大量買付者が大量買付ルールを順守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様にご与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（対抗措置発動の対象となった大量買付者を除きます。）が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

また、対抗措置として考えられるもののうち、別紙4の概要に従って新株予約権の無償割当てを行った場合及び当社が新株予約権を取得する場合に、株主の皆様に関連する手続については、以下のとおりです。

① 新株予約権無償割当てを行う場合の手続

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、当該基準日の株主名簿に記録されている必要がありますのでご留意ください。

② 株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

③ 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続を行えば、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使にかかる手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

なお、当社取締役会は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合においては、当社取締役会は、原則として、独立委員会の勧告に従うものとします。

当社が、新株予約権の無償割当てを中止した場合又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得した場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により、相応の損害を被る可能性があります。

以上

別紙1

平成28年3月31日現在の当社大株主の状況

氏名又は名称	持株数(千株)	持株比率(%)
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	2,818	8.2
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	2,669	7.7
株式会社建材社	1,730	5.0
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	1,500	4.3
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	1,272	3.7
大気社協力会社持株会	1,003	2.9
株式会社第二建材社	1,000	2.9
ビーエヌワイエムエル ノントリーティーアカウント	930	2.7
大気社社員持株会	873	2.5
日本生命保険相互会社	866	2.5

- (注) 1. 当社は、自己株式2,219,061株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、E S O P (株式給付型プラン) の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式167,600株を含んでおりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

以上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会設置の目的
独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために設置される。
2. 独立委員会の構成
独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から、取締役会決議をもって選任される。
3. 独立委員会の委員の任期
独立委員会の委員の任期は、選任の時から、その後1年以内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終了後の最初の取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。
4. 独立委員会の招集手続
独立委員会は、当社代表取締役又は独立委員会の各委員が招集する。
5. 独立委員会の決議方法
独立委員会の勧告は、原則として独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
6. 独立委員会の権限
独立委員会は、以下の各号に記載される事項について権限を有する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることに反するか否かという観点から、各号の事項に関して審議・検討を行う。
 - ① 本プランにおける対抗措置の発動の是非を審議・検討し、取締役会に対して勧告を行うこと
 - ② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回の是非を審議・検討し、取締役会に対して勧告を行うこと
 - ③ 大量買付者から提出された大量買付情報が必要かつ十分か否かを審議・検討すること
 - ④ 大量買付者に対して直接又は取締役会を通じて追加情報の提供を要求すること
 - ⑤ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更についての承認をすること
 - ⑥ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項に関して審議・検討し、取締役会に対して勧告すること
7. 独立委員会の出席者
独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。
8. 第三者機関の助言
独立委員会は、審議・検討を行うにあたり、必要に応じて、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の第三者機関からの助言を受けることができる。

以上

別紙 3

独立委員会委員候補者の紹介

- [氏名] 村上 修一 (むらかみ しゅういち)
(生年月日 昭和25年11月12日)
- [略歴] 平成17年 4月 株式会社損害保険ジャパン (現 損害保険ジャパン日本興
亜株式会社) 常務執行役員兼四国本部長
平成20年 4月 同社企業営業企画部顧問
平成20年 6月 同社退職
当社監査役
オリジン電気株式会社常勤監査役 (社外監査役) (平成24年
6月退任)
平成24年 6月 当社取締役 (現在)

※ 村上修一氏は、会社法第2条第15号に定める当社の社外取締役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- [氏名] 末澤 和政 (すえざわ かずまさ)
(生年月日 昭和23年9月3日)
- [略歴] 昭和47年 4月 株式会社日本興業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行
(平成13年3月退職)
平成13年 6月 同和鉱業株式会社 (現 DOWAホールディングス株式会
社) 執行役員
平成14年 3月 藤田観光株式会社監査役 (社外監査役) (平成15年3月退
任)
平成14年 6月 同和鉱業株式会社取締役コーポレートスタッフ管掌
平成15年 4月 同社取締役・CFO (最高財務責任者) コーポレートスタ
ッフ管掌
平成18年 6月 同社取締役副社長 (平成20年3月退任)
平成19年10月 藤田観光株式会社顧問
平成20年 3月 同社代表取締役社長兼執行役員社長
平成21年 8月 同社代表取締役社長兼執行役員社長、事業本部長兼事業本
部目白エリア担当
平成22年 2月 同社代表取締役社長兼執行役員社長
平成25年 3月 同社会長
平成26年 4月 同社相談役 (平成27年3月退任)
平成28年 2月 東部商事株式会社監査役 (社外監査役) (現在)
平成28年 4月 株式会社鎌倉新書取締役 (社外取締役) (現在)

- ※ 末澤和政氏は、本定時株主総会において選任予定の社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員となる予定であります。
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

[氏名] 彦坂 浩一（ひこさか ひろかず）
（生年月日 昭和35年12月2日）

[略歴] 昭和58年4月 朝日信用金庫入庫（昭和60年3月退職）
平成4年4月 弁護士登録 中島法律事務所（現 中島・彦坂・久保内法律事務所）入所（現在）
平成11年4月 関東弁護士連合会理事
平成17年4月 日本弁護士連合会常務理事
平成18年6月 株式会社アドウェイズ取締役（社外取締役）
平成22年6月 同社監査役（現在）
平成26年4月 東京弁護士会副会長
平成27年6月 当社監査役（現在）

- ※ 彦坂浩一氏は、会社法第2条第16号に定める当社の社外監査役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

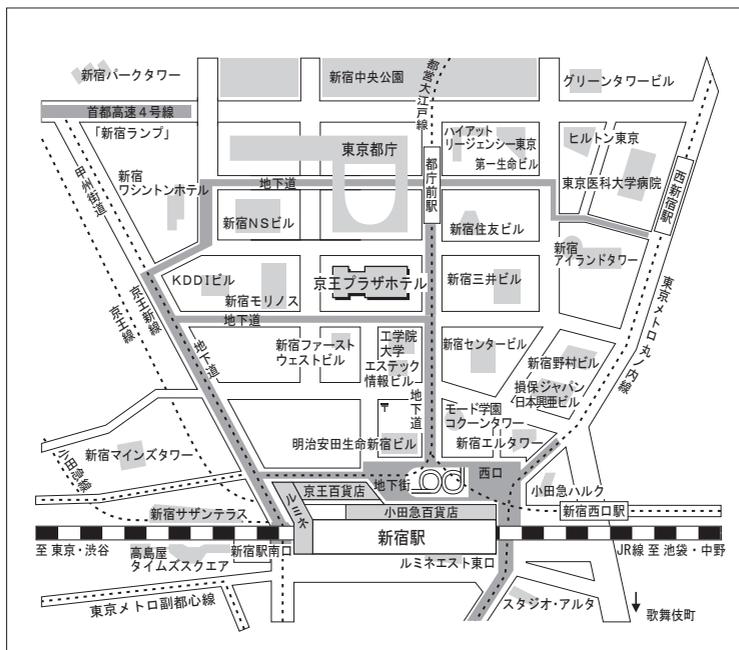
新株予約権の概要

1. 割当の対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
3. 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下7の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。なお、以下7の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権のすべて又は一部を取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、金銭等の交付その他の経済的対価を交付することができる旨の取得条項を付すことはできないものとする。
7. 新株予約権の行使条件
大量買付者及びその特定株式保有者等並びに大量買付者及びその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル43階 ムーンライト
電話 (03)3344-0111(代表)



交通 JR新宿駅西口より徒歩5分
京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線・都営地下鉄新宿線
新宿駅より徒歩5分
都営地下鉄大江戸線 都庁前駅よりすぐ